

令和3年6月24日

於 教育委員会室

令和3年6月

大和市教育委員会臨時会

大和市教育委員会

令和3年6月大和市教育委員会臨時会

○令和3年6月24日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	森 園 廣 子
3番	委 員	前 田 良 行
4番	委 員	及 川 紀 子
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	前 嶋 清	教 育 総 務 課 長	佐 藤 則 夫
指 導 室 長	高 井 文 子		

○書 記

教 育 総 務 課		教 育 総 務 課	
政 策 調 整 係	山 田 智 之	政 策 調 整 係	小 高 功
長		主 査	

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 議 事
日程第 1 （議案第13号）大和市教科用図書採択方針について
- 5 閉 会

開会 午前10時00分

- 柿本 教育長 ただいまから教育委員会6月臨時会を開会いたします。
会議時間は正午までとします。
今回の議事録の署名委員は、3番、前田委員、4番、及川委員にお願いいたします。

◎議 事

- 柿本 教育長 それでは、議事に入ります。
日程第1（議案第13号）「大和市教科用図書採択方針について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

高井指導室長。

- 高井 指導室長 よろしくお願いいいたします。

それでは、議案第13号、大和市教科用図書採択方針につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

令和4年度使用教科書の採択につきましては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこととなっておりますが、令和3年度におきまして、中学校社会科で、自由社の中学社会新しい歴史教科書について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により、採択替えを行うことも可能としており、本市は、今年度社会科歴史的分野につきまして、採択を行うことといたしました。

本市におきましては、単独で採択地域を設定し、教科用図書を採択することになっておりますので、今回採択方針の審議につきましてお願いするものでございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、お手元の資料に沿ってご説明していきます。

本日本につきましては、まず、3ページの大和市教科用図書採択の仕組みについて、4ページの令和4年度使用教科用図書採択に係る事務日程について、5ページの令和4年度神奈川県教育委員会の採択方針についての3点について説明をさせていただき、その後、1ページ、大和市教科用図書採択方針につきまして、ご提案をさせていただきます。よろし

くお願いいたします。

それでは、資料の3ページをご覧ください。

大和市教科用図書採択の仕組みについてご説明いたします。

一番上に、文部科学大臣とございます。こちらにありますとおり、まず、文部科学大臣から神奈川県教育委員会に教科書目録が送付されます。

神奈川県教育委員会では、教科用図書の採択方針につきまして、左側にあります神奈川県の教科用図書選定審議会に諮問いたします。諮問を受けました教科用図書選考審議会におきまして、採択方針及び採択方法などをまとめ、県教育委員会に答申します。その結果を受け、神奈川県教育委員会は、この採択方針を大和市教育委員会へ送付します。

真ん中にごございます大和市教育委員会では、その採択に当たりまして、その下にあります大和市教科用図書採択検討委員会に諮問するとともに、教科用図書の展示会を、右側にある各所で開催いたしまして、保護者の方や市民の方からご意見をいただく機会をつくってまいります。

大和市教科用図書採択検討委員会では、調査研究員の報告を参考にしながら大和市教育委員会へ答申、検討報告をいたします。その結果を受け、教育委員会では、報告結果、また、市民の方の声など、いろいろなものを総合的に判断いたしまして、教科用図書を採択していただくことになっております。

決定いたしました教科用図書は、最後に神奈川県教育委員会へ報告するということになっております。

これが大まかな大和市教科用図書採択の仕組みについてのご説明となります。

続きまして、4ページをご覧ください。

令和4年度使用教科用図書採択に係る事務日程についてご説明いたします。

先ほどご説明いたしました採択の仕組みに沿って日程を組んでおります。

6月24日、本日となりますが、教育委員会6月臨時会、大和市教科用図書採択方針について、その間、教科書の展示会を行います。その間、6月25日、7月1日、生涯学習センター6階にて展示をしていきます。

続きまして、6月29日、教育委員会6月定例会にて、大和市教科用図書採択検討委員会、採択検討委員の委嘱についてご審議いただく予定でございます。

その後、大和市教科用図書採択検討委員会を立ち上げ、調査委員会にて詳細な調査を行い、教育委員会7月定例会にてそのまとめをご報告し、ご審議いただいた後、8月に県に報告する予定となっております。

続きまして、5ページでございます。

神奈川県教育委員会が決めました令和4年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針につきましてご説明させていただきます。

この採択方針は、神奈川県教育委員会が神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき定めたものとなっております。内容は、採択に関する基本的な考えから採択基準、採択方法、調査研究の観点について示されております。

それでは、ポイントを絞ってご説明いたします。

ページをお開けください。

6ページ、1番でございます。令和4年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について。

ここでは、採択に関する基本的な考えが示されております。

(1) 教科用図書は、文部科学省から送付される教科書目録に登載されているものを採択することとなっております。

(2) 教科用図書選定審議会等の諮問機関は、全ての調査研究の結果を報告すること。

(3) 採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。

(4) 外部からの不当な働きかけ等により採択がゆがめられないよう、静ひつな採択環境を確保すること。また、関係者の意識の啓発に努めることなどが述べられてございます。

続きまして、大きな2番にまいります。教科用図書採択基準について。

ここでは、発行者が作成する教科書編修趣意書や県教育委員会の調査研究の結果等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究をし、採択すること、公明・適正を期すとともに、採択地区における学校、生徒、地域等の特性を考慮して採択することなどが示されております。

続きまして、大きな3番にまいります。1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法についてでございます。

ここでの方法は、先ほどご説明いたしました仕組み、事務日程と重複する部分が多いため、省略させていただきます。

大きな4番です。教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場

合の採択方法について。

こちらは、大和市が該当いたしませんので、省略させていただきます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、8ページの5番になります。令和4年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について。

ここでは、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連について示されております。

教育基本法では、学校教育法に基づき、学習指導要領において示された3つの柱を踏まえているかであります。

知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性などになっております。

その他、かながわ教育ビジョンとの関連、内容と構成、分量・装丁・表記、教科別の観点について示されております。

以上の3点を踏まえまして、大和市教科用図書採択方針をご説明いたします。

1ページにお戻りください。

それでは、大和市教科用図書採択方針についてご説明いたします。

四角の中、令和4年度使用教科用図書の採択は、神奈川県教育委員会の採択方針に基づいて行う。

2点目、令和4年度に使用する小・中学校教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第15条により令和2年度採択と同一のものを採択する。

3点目、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった図書においては、大和市教科用図書採択検討委員会の答申等を参考にします。

以上につきまして、ご審議いただき賛同承りますよう、よろしくお願いいたします。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にございませんか。

(「はい」の声あり)

ほかにないようでしたら、質疑を終結させていただきます。

これより、議案第13号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということで、議案第13号は可決いたしました。

◎閉 会

○柿 本 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
教育長 これにて、教育委員会6月臨時会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会 午前10時14分